



改正プロバイダ責任制限法が本年10月末までに施行され、インターネット上の誹謗中傷等に対する発信者開示請求の手続が変わります。

栃木県弁護士会 宇都宮中央法律事務所 弁護士 田村 信彦 氏



近年、インターネット上で、匿名で行われる誹謗中傷等が増加し、社会問題となっています。誹謗中傷というと個人をイメージしがちかもしれませんが、企業に対する誹謗中傷・名誉毀損となるような投稿も問題となります。特に近時は、企業の広告・宣伝にもSNSが広く活用されており、SNS等の投稿が企業に与える影響も拡大しています。

また、自社の従業員がインターネット上の誹謗中傷等の被害に遭うなどして、仕事に支障が生じてしまう場面も考えられます。

このような匿名の投稿により誹謗中傷がされた場合、投稿をした者に対して損害賠償請求等をするためには、発信者を特定する必要があります。

この度、発信者特定のための開示請求について定めたプロバイダ責任制限法が改正され、本年10月末までに施行されることとなりましたので、これまでの制度(現行法)と、主な改正内容をご紹介します。



第1 プロバイダ責任制限法とは

プロバイダ責任制限法は、インターネット上で権利侵害があった場合の発信者情報の開示についての手続等を定めた法律で、平成13年に制定されました。

これまでは全5条で構成された条文の少ない法律でしたが、今回の改正により全18条となり、大幅に拡充されます。

第2 これまでの制度の主な問題点

1. 現行法の問題点1

現行法の手続では、被害者が発信者を特定するためには、まず、(1) SNS事業者等から発信者の通信記録の開示を受ける手続をしてから、(2) 通信事業者(プロバイダ)等から発信者の氏名・住所の開示を受ける手続をしなければならず、発信者への特定までに2段階の手続を経る必要がありました。

2. 現行法の問題点2

現行法では、開示の対象は権利を侵害する投稿そのものとされています。

SNSなどのログイン型サービス(ID、パスワードを入力し、アカウントにログインした上で投稿などを行うサービス)等で投稿時の通信記録が保存されない場合、発信者特定のためにはログイン時の情報等の開示が必要ですが、この点の定めが十分ではありませんでした。



3. 主な改正内容

1 主な改正内容1 一新たな裁判手続の創設

「現行法の問題点1」に関しては、改正法により、発信者情報の開示を一つの手続で行うことが可能とする新しい裁判手続(非訟手続)が創設されます(第8条・発信者情報開示命令)。非訟事件となることにより、訴訟手続に比べて簡易・迅速に手続が行われることが期待されます。

また、この手続では、発信者を特定できなくなることを防止するため、事業者が保有する発信者情報(ログ)の消去を禁止する命令(第16条・消去禁止命令)や、サイト管理者の保有数IPアドレスの情報の提供命令(第15条・提供命令)なども定められました。

これにより手続が一体化され、発信者情報が迅速に開示されるようになることが期待されます。

2 主な改正内容2 一開示請求を行うことができる範囲の見直し

「現行法の問題点2」に関しては、改正法により、発信者の特定に必要な場合には、権利を侵害する投稿そのもののみならず、ログイン時の情報についても開示が可能となり、開示請求できる範囲が拡充されます(第5条・特定発信者情報)。

これにより、これまで規定が不十分だったログイン型サービス等に対応する開示請求手続が整備されることとなります。

3 その他の改正内容 一意見聴取義務

以上のほかに、開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会において、発信者が開示に応じない場合、開示請求を受けた事業者は発信者に対して開示請求に応じない理由も併せて照会する義務を負うこととなります(第6条1項・開示関係役務提供者の義務等)。

4 詳細な定めについて

なお、改正法に関連した省令等の詳細は、本稿執筆時(令和4年4月25日現在)で定められていません。今後、改正法施行の日までに詳細が決まることとなります。

